

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ラオス	郡病院改善計画のための贈与に 関する日本国政府とラオス人民 民主共和国政府との間の交換公 文	郡病院改善計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	150,000千円 H19.2.9まで	H18.2.10 ビエンチャ ンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット 副首相兼外 務大臣	H18.2.21 105号
ラオス	ビエンチャン市上水道施設拡張 計画のための贈与に関する日本 国政府とラオス人民民主共和国 政府との間の交換公文	ビエンチャン市上水道施設拡張計画を実施するた めに必要な詳細設計に必要な役務の供与	42,000千円 H19.2.9まで	H18.2.10 ビエンチャ ンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット 副首相兼外 務大臣	H18.2.21 106号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対 する贈与に関する日本国政府と ラオス人民民主共和国政府との 間の交換公文	ラオスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むラオスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関 係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資 金を贈与すること。	1,100,000千円 -----	H18.3.10 ビエンチャ ンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット 副首相兼外 務大臣	H18.3.28 153号
ラオス	食糧援助に関する日本国政府と ラオス人民民主共和国政府との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	320,000千円 H19.3.31まで	H18.4.26 ビエンチャ ンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット 副首相兼外 務大臣	H18.5.12 279号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とラオス人 民民主共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十六年度以前に来日したもの）に日本国 内の高等教育機関において学術的な機会を与えるた めに必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	28,000千円 H19.3.31まで	H18.6.2 ビエンチャ ンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット 副首相兼外 務大臣	H18.6.14 328号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とラオス人 民民主共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十九年度に来日するもの）に日本国内の 高等教育機関において学術的な機会を与えるために 必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	365,000千円 (H18年度 39,000千円) H19.3.31まで (H19年度 166,000千円) H20.3.31まで (H20年度 93,000千円) H21.3.31まで (H21年度 67,000千円) H22.3.31まで	H18.6.2 ビエンチャ ンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 ソムサワート・ レンサワット 副首相兼外 務大臣	H18.6.14 329号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	ビエンチャン市上水道施設拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ビエンチャン市上水道施設拡張計画を実施するために必要な 1. ビエンチャン市上水道施設の拡張に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	2,875,000千円 (H18年度 377,000千円) H19.3.31まで (H19年度 1,696,000千円) H20.3.31まで (H20年度 802,000千円) H21.3.31まで	H18.6.2 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 シムサフート・ レンサフット副首相兼外 務大臣	H18.6.14 330号
ラオス	ビエンチャン一号線整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ビエンチャン一号線整備計画を実施するために必要な 1. ビエンチャン一号線の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,553,000千円 H19.3.31まで	H18.6.6 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 シムサフート・ 務大臣	H18.6.20 341号
ラオス	郡病院改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	郡病院改善計画を実施するために必要な 1. 郡病院の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	413,000千円 H19.3.31まで	H18.8.21 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 トンルン・シー 臣	H18.8.31 526号
ラオス	ヒンフーズ橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ヒンフーズ橋建設計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	35,000千円 H19.3.31まで	H18.11.27 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 桂 誠在ラオス大使 ラオス側 トンルン・シー 臣	H18.12.6 652号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。